

資料編 3

トカゲハゼの保全の経緯

目次

資料編3. トカゲハゼの保全の経緯.....	1
3.1 トカゲハゼ保全	1

資料編3. トカゲハゼの保全の経緯

本編では、沖縄県におけるトカゲハゼの調査および保全の経緯についての詳細を記した。

3.1 トカゲハゼ保全

トカゲハゼの保全は、平成2年より取り組まれ始めた。当時の環境庁は中城湾の港湾計画改定の審議にあたって、沖縄県による南部沿岸域の埋立計画に対し、トカゲハゼの詳しい調査と埋立計画の再検討を求めた。これをきっかけに、中城湾のトカゲハゼの生態解明や詳細な分布調査が沖縄県によって行われた。

以下では主要な3地区におけるトカゲハゼ保全の経緯を記載する。

(1) 新港地区

中城湾港新港地区は、昭和59年1月に第1次埋立事業(埋立面積:約180ha)に着手し、護岸・岸壁築造工事、防波堤築造工事、航路泊地浚渫工事および埋立地造成工事といった港湾整備が行われ、平成4年10月に竣工している。また、第2次埋立事業(埋立面積:約146ha)については、平成4年9月に着工し、第1次埋立工事と同様の施工手順で工事が実施されている。

これは、西平(1977)によって行われた中城湾の潮間帯調査のデータから、昭和52年当時中城湾北部の沖縄市泡瀬(泡瀬半島北側付近)、具志川市川田(県経済連製糖工場付近)、勝連村南風原の内陸堀割からのみトカゲハゼの生息が確認されていたことから裏付けられる。ただし、この泡瀬での生息地は昭和59年～62年にかけて、中城湾港新港地区第1次埋立工事とほぼ同時期における泡瀬漁港改修工事に伴う埋立てで消失したと考えられる。平成元年3月以降、第1次埋立工事による外柵閉め切り後に確認されているトカゲハゼの生息地である泡瀬大橋前面、前原地先の生息地は、工事後に泥質が堆積してできた二次的な生息地と考えられる。

その後、第2次埋立計画では当初の計画(昭和56年3月、沿岸計画改訂)が昭和63年～平成2年にトカゲハゼの保全に対する学識経験者や地元マスコミ等の指摘もあり、港湾管理者である沖縄県はトカゲハゼおよび干潟生物・野鳥等の生息地保全のため水路部分を広げ(幅70m～280m)、当初の港湾計画を変更した。

第2次埋立工事以降は、トカゲハゼや野鳥等の野生生物の生息環境の保全に充分配慮し、特にトカゲハゼの保全については、生息・繁殖に極力影響を及ぼさない工程および工法の選定、継続的な監視、適切な生息環境(泥質性干潟)の創出が実施された。

(2) 佐敷地区

佐敷東地区では、昭和63年度の干潟生態系調査によって泥質性干潟にトカゲハゼの生息が確認された。そこで、平成2年8月の港湾計画改訂時には、トカゲハゼの生息環境を保全するため、泥質性干潟をできる限り残すように配慮した法線計画とした。

この港湾計画においては、トカゲハゼの生活史を視野に入れた生態的特性が必ずしも十分に把握できていない段階であったことから、少なくとも主たる泥質性干潟を保全し、内干潟と外海との海水交換を確保することに努めた。その後、平成10年3月の港湾計画一部変更において佐敷東地区の土地造成計画は縮小(埋立面積36ha)され、平成18年度に南城市長により埋立計画の見直しが表明された。令和4年の港湾計画改訂にて、埋立計画は削除された。

(3) 泡瀬地区

泡瀬半島の付け根付近にはかつて湿地帯が広がり、海域へ連なる干潟域には泥質地が広く存在していた。しかし、半島の南西部は昭和47年～48年頃に埋立てられて住宅地となり、また、昭和58年～平成元年には運動公園の建設に伴う道路の整備で海側に道路が新設され、湿地帯の一部はその道路によって内陸側へ閉ざされた。道路の海側に面した干潟の一部には泥質性干潟がわずかに残存し、トカゲハゼが少数生息していることが確認された。

泡瀬地区における新たな港湾計画については、沖縄島中部圏の活性化の要請に応えるべく、国際交流リゾート拠点の形成、海洋性レクリエーション活動拠点の形成および情報・教育・文化の拠点形成を目指して、約185haの土地造成(埋立)を計画していたが、平成22年度の港湾計画一部変更において埋立面積が約95haに縮小された。その際に、トカゲハゼをはじめとした干潟生物の保全等についても議論され、中城湾沿岸において各種モニタリング調査が実施されている。